

27 壱財第98号  
平成27年7月10日

建設業者 各位

壱岐市長 白川 博一  
(公印省略)

### 路面標示工事の発注条件について (通知)

本市発注の建設工事における路面標示工事の発注条件を下記のとおりとすることとしたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 対象となる工事

建設工事における「路面標示工事」として発注する工事であり、舗装工事において、一部路面標示を含む工事については対象外とする。

#### 2. 運用開始時期

平成28年4月1日以降に市が発注する対象工事。

#### 3. 発注条件

- ① 許可業種は「塗装工事」とする。
- ② 路面標示施工機械を保有していること。
  - 1年間以上のリース契約でも可とする。  
【例】平成28年度の場合  
平成28年4月1日～平成29年3月31日迄の期間を含むリース契約。
  - 2業者以上での共同所有、共同リースは認めない。
- ③ 路面標示施工技能士の資格を有するものを有する業者。
- ④ 路面標示施工技能士の資格を有するものを主任技術者とする。